

令和8年度創造的イルミネーション事業における広報及び回遊促進等業務委託 業務説明資料

1 委託業務概要

(1) 業務名

令和8年度創造的イルミネーション事業における広報及び回遊促進等業務委託

(2) 履行場所

委託者が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※令和9年度の業務契約については、令和8年度業務の受託者と締結する予定である。

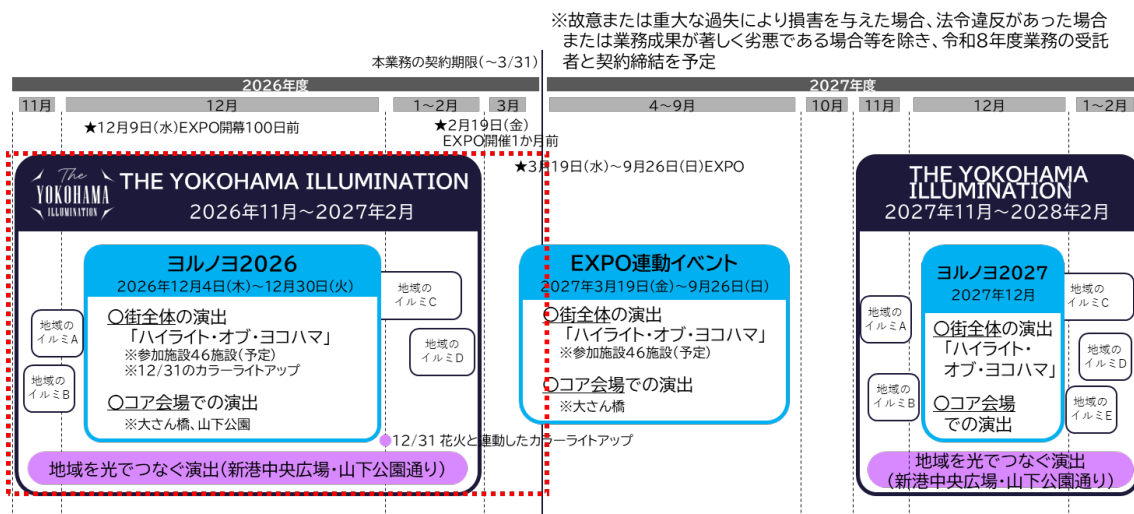
ただし、故意または重大な過失により損害を与えた場合、法令違反があった場合、または業務成果が著しく劣悪である場合等には、この限りではない。

(4) 業務目的

「ヨルノヨ2026」（実施期間：令和8年12月4日～令和8年12月30日）の認知度を向上させ、集客につなげる効果的な広報プロモーションを行い、国内外の観光客の誘致など広く集客を図るとともに、来場者の回遊性向上や滞在時間の延長を図り、にぎわいづくりにつなげることを目的とする。

また、11月から翌年2月にかけて横浜都心臨海部で行われる地域のイルミネーションイベントをつなぐキャンペーン「THE YOKOHAMA ILLUMINATION」（実施期間：令和8年11月～令和9年2月）においては、各イルミネーションイベントと連携し、一体的な広報プロモーションを行う等、まちぐるみで来場者の回遊促進・滞在時間延長につなげることを目的とする。

加えて、「GREEN×EXPO 2027」会期中に実施を予定している「GREEN×EXPO 2027と連動した都心臨海部のにぎわい創出イベント」（実施期間：令和9年3月19日～令和9年9月26日）においては、EXPO会場への来場者等を横浜都心臨海部へ誘客し、来場者の回遊・宿泊促進を図ることを目的とする。また、同時期に都心臨海部で行われる地域のイルミネーションの一体的な広報プロモーションも併せて行うこととする。



※赤点線枠内が本業務の範囲内となります。

※令和9年度の内容については、現時点のものであり、今後、変更となる可能性があります。

(5) 本イベントの概要

別紙「事業概要」のとおり

(6) 前提条件

- ・「THE YOKOHAMA ILLUMINATION」には、「ヨルノヨ 2026」（以後、「ヨルノヨ」という）を含むものとするが、それぞれを効果的に広報すること。
- ・「ヨルノヨ」の実施にあたり、主となる演出の企画・ディレクション及びイベント運営は、「令和8年度創造的イルミネーションイベント実施業務委託」として事業者選定手続きを進めている。事業者（以後、「イベント実施事業者」という）は5月上旬に決定する予定。
- ・令和8年度創造的イルミネーション事業における広報及び回遊促進等業務のうち、「ヨルノヨ」及び「GREEN×EXPO 2027 と連動した都心臨海部のにぎわい創出イベント」（以後、「EXPO 連動イベント」という）における広報展開を行う素材（キービジュアル、ロゴ、PR動画、イメージパース等）の制作・提供は、イベント実施事業者が行う。
- ・「ヨルノヨ」及び「EXPO 連動イベント」の広報物やホームページのデザイン等のクオリティコントロールは、イベント実施事業者が選任するクリエイティブディレクターが行うため、デザインに関する業務については、ディレクターやイベント実施事業者と十分協議をしながら進めること。
- ・共催者である横浜市も、市の広報媒体等を活用して、本イベントの広報プロモーションを実施する予定であるため、業務の実施に当たっては、横浜市とも十分協議をしながら進めること。
- ・創造的イルミネーション事業は、「横浜らしさのある先進性、話題性のある取組」、「子供も大人も楽しめる体験型、参加型の取組の実施」及び「脱炭素や資源の再利用など持続可能性に配慮」をイベントの実施方針としている。
- ・横浜市等で実施する「日本新三大夜景都市」の広報プロモーションと連携しながら本業務を進めること。

2 業務内容

(1) 業務実施計画

① 委託業務全体の実施方針【提案を求める業務】

本事業の業務内容を十分に理解した上で、事業の現状分析から把握した課題を踏まえた企画提案を行うこと。また、適切なスケジュール管理及び情報共有が行われる業務管理体制を備えていること。

その他必須となる業務

- ・各事業の業務計画書の提出
 - (ア) 「ヨルノヨ」
 - (イ) 「THE YOKOHAMA ILLUMINATION」
 - (ウ) 「EXPO 連動イベント」

(2) 「ヨルノヨ」

① 広報/パブリシティ業務によるプロモーション【提案を求める業務】

メディアやターゲットへの魅力を引き出す広報戦略や情報波及の工夫が示され、業務目的に資する戦略性・効果性・実現性のある企画提案を行うこと。

② 広告業務によるプロモーション【提案を求める業務】

効果的な広告出稿のほか、質及び拡散力の高いプロモーション手法を伴った戦略性、実現性のある企画提案を行うこと。また妥当性があり、かつ効率的な予算配分計画となっていることを併せて示すこと。

③ 回遊促進/滞在時間延長のための企画（各1つ以上）【提案を求める業務】

・自主企画

・商品造成企画（地域の観光事業者・商業者等との連携による）

回遊促進または滞在時間延長による都心臨海部のにぎわい創出につながる明確な狙いを持つ企画提案を行うこと。またヨルノヨを軸に来訪前後の楽しみ方を広げる内容で、かつ集客効果(参加者数見込みを明記すること)や参加者体験の向上、地域の一体的な盛り上がりにつながる効果が期待できる企画とすること。

「自主企画」と「地域の観光事業者・商業者等との連携による商品造成企画」の各1つ以上を提案すること。なお、現地参加を前提とした実地型企画、またはオンライン・デジタルコンテンツ等による非実地型の参加企画のいずれも可とする。

※各企画の提案力・実現性・効果性の総合的評価

※企画数ではなく提案内容の質を評価

その他必須となる業務

（◆があるものは次項の「THE YOKOHAMA ILLUMINATION」と一体的に行うものとする）

《広報業務》

- ・インターネット・SNSによる広報◆
 - （ア）公式X、Instagram、YouTube を活用した情報発信◆
 - （イ）ホームページ制作・運営業務◆
- ・広報ツールのデザイン・制作等
 - （ア）チラシ（デザイン・印刷・配送等）
 - （イ）ポスター（デザイン・印刷・配送等）
 - （ウ）ガイドブック（デザイン・印刷・配送等）◆
 - （エ）デジタルサイネージ（デザイン・制作等）
 - （オ）みなとぶらりチケット（デザイン・印刷）
 - （カ）ノベルティグッズ（選定・デザイン・作成）
 - （キ）その他広報媒体（デザイン）
- ・市庁舎2階壁面でのPR展示◆
- ・各種媒体への広告掲出
 - （ア）交通広告等への掲出
 - （イ）横浜市内で広報枠として活用している媒体への掲出

《パブリシティ業務》

- ・メディアアプローチ◆
 - （ア）メディアアプローチ等◆
 - （イ）プロモートシートの作成◆
 - （ウ）プレスリリースの作成・配信◆
 - （エ）インバウンド向け情報発信◆
- ・メディア対応窓口の設置等◆
 - （ア）メディア対応窓口の設置◆
 - （イ）取材等への対応◆
 - （ウ）メディア内覧を兼ねたオープニングセレモニーへの対応◆
- ・オープニングセレモニーへのメディア誘致
 - （ア）メディアへの情報発信
 - （イ）メディアの誘致
 - （ウ）メディア誘致状況の報告等

《広告業務》

- ・企画提案により実施

《回遊促進等業務》

- ・実施方針である「横浜らしさのある先進性、話題性のある取組」、「子供も大人も楽しめる体験型、参加型の取組の実施」または「脱炭素や資源の再利用など持続可能性に配慮」に関する企画

※契約締結後、委託者と別途協議の上決定する。

- ・対応窓口の設置◆
- ・実施結果の分析◆

(3) THE YOKOHAMA ILLUMINATION

① キービジュアル(イメージ)の作成【提案を求める業務】

本業務の目的を理解し、「作成にあたっての考え方」を踏まえたキービジュアル(イメージ)を提出すること。縦型または横型のいずれか一方を作成するものとするが、将来的に双方の展開が可能となる構成・デザインを検討したうえで提案すること。

提案にあたっては、表現の背景となるコンセプト・意図を簡潔に記述すること。併せて、印刷物・WEB等での活用を想定した展開イメージを示し、実運用時の見え方やトーン&マナーが把握できる内容とすること。

また、キービジュアル(イメージ)には、次に示す正方形ロゴまたはラインロゴを必ず配置した状態のビジュアルを作成すること。使用するロゴは令和7年度作成の正式版とし、ロゴデータは参加資格確認結果通知の際に委託者が提供する。

なお、提出物はあくまで提案資料であり、最終決定とするものではない。委託者と協議の上、正式版を決定する。また、業務上の必要に応じ、再作成または改訂を依頼する場合があるため、あらかじめ留意すること。納品期限は7月下旬頃を想定している。

【作成にあたっての考え方】

首都圏の若年層(20代~30代)が、「キービジュアルから”唯一無二の、この時期の横浜でしか体験できないプレシャスなイルミネーション”を連想でき、プレミアム感を感じられる。

また、都心臨海部の近隣在住者など、“横浜のイルミネーション”を具体的にイメージできる方からも“親しみやすさ”ではなく、前述イメージを想起できるものが望ましい。

なお、50を超える都心臨海部の多種多様な各イルミネーションを紹介するのではなく、各エリアやエリア全体を網羅できるようなものとする。

【ロゴ】

- ・下記の色のほか、黒・白色がある
- ・保護領域など別途示すロゴガイドラインを遵守すること



正方形ロゴ



ラインロゴ

② 回遊促進/滞在時間延長のための企画(各1つ以上)【提案を求める業務】

- ・自主企画
- ・商品造成企画(地域の観光事業者・商業者等との連携による)

回遊促進による都心臨海部のにぎわい創出につながる明確な狙いを持つ企画提案を行うこと。ま

た地域のイルミイベントまたは夜景を軸にした集客効果(参加者数見込みを明記すること)や参加者体験の向上、地域の一体的な盛り上がりにつながる効果が期待できる企画とすること。

「自主企画」と「地域の観光事業者・事業者等との連携による商品造成企画」の各1つ以上を提案すること。なお、現地参加を前提とした実地型企画、またはオンライン・デジタルコンテンツ等による非実地型の参加企画のいずれも可とする。

※各企画の提案力・実現性・効果性の総合的評価

※企画数ではなく提案内容の質を評価

その他必須となる業務

(◆があるものは前項の「ヨルノヨ」と一体的に行うものとする)

《全体業務》

- ・「THE YOKOHAMA ILLUMINATION」に参画する地域のイルミネーションとの調整

《広報業務》

- ・インターネット・SNSによる広報◆
 - (ア) 公式X、Instagram、YouTube を活用した情報発信◆
 - (イ) ホームページ制作・運営業務◆
- ・広報ツールのデザイン・制作等
 - (ア) ポスター (デザイン・印刷・配送等)
 - (イ) ガイドブック (デザイン・印刷・配送等) ◆
 - (ウ) デジタルサイネージ (デザイン・制作等)
 - (エ) その他広報媒体 (デザイン)
- ・市庁舎2階壁面でのPR展示◆
- ・各種媒体への広告掲出
 - (ア) 交通広告等への掲出
 - (イ) 横浜市で広報枠として活用している媒体への掲出

《パブリシティ業務》

- ・メディアアプローチ◆
 - (ア) メディアアプローチ等◆
 - (イ) プロモートシートの作成◆
 - (ウ) プレスリリースの作成・配信◆
 - (エ) インバウンド向け情報発信◆
- ・メディア対応窓口の設置等◆
 - (ア) メディア対応窓口の設置◆
 - (イ) 取材等への対応◆

《回遊促進等業務》

- ・実施方針である「横浜らしさのある先進性、話題性のある取組」、「子供も大人も楽しめる体験型、参加型の取組の実施」または「脱炭素や資源の再利用など持続可能性に配慮」に関する企画
 - ※契約締結後、委託者と別途協議の上決定する。
- ・対応窓口の設置◆
- ・実施結果の分析◆

(4) EXPO 連動イベント (GREEN×EXPO2027 と連動した都心臨海部のにぎわい創出イベント)

① 広報/パブリシティ/広告業務の企画【提案を求める業務】

GREEN×EXPO 2027 会場への来場者等を都心臨海部へ誘客するための具体的なプロモーションの企画提案を行うこと。また質及び拡散力の高い手法を伴った戦略性、実現性、妥当性があり、かつ効率的な予算配分計画となっていることを併せて示すこと。

また、「GREEN×EXPO 2027」会期中のイベント実施を前提とし、その期間中に2～3回程度の演出内容の変更を予定している。この点を踏まえ、令和9年度までを見据えた戦略的なスケジュールを示すこと。

なお、令和8年度の委託においては、開催前のプロモーションに係る業務を主とする。

② 会場来場者等の誘客のための回遊・宿泊促進の企画(1つ以上)【提案を求める業務】

令和9年度までを見据えた GREEN×EXPO 2027 会場への来場者等の都心臨海部への誘客を軸とした回遊促進・宿泊促進の明確な狙いを持つ企画提案を行うこと。また集客効果(参加者数見込みを明記すること)や参加者体験の向上、都心臨海部の一体的な盛り上がりにつながる効果が期待できる企画とすること。

なお、本委託においては、令和8年度中の企画に係る業務を主とする。

現地参加を前提とした実地型企画、またはオンライン・デジタルコンテンツ等による非実地型の参加企画のいずれも可とする。

※各企画の提案力・実現性・効果性の総合的評価

※企画数ではなく提案内容の質を評価

その他必須となる業務

(◆があるものは前項の「ヨルノヨ」と一体的に行うものとする)

《広報業務》

- ・インターネット・SNSによる広報◆
 - (ア) 公式X、Instagram、YouTube を活用した情報発信◆
 - (イ) ホームページ制作・運営業務◆
- ・広報ツールのデザイン・制作等
 - (ア) ポスター (デザイン・印刷・配送等)
 - (イ) 会場ガイドマップ (デザイン・印刷・配送等)
 - (ウ) デジタルサイネージ (デザイン・制作等)
 - (エ) その他広報媒体 (デザイン)
- ・各種媒体への広告掲出
 - (ア) 交通広告等への掲出
 - (イ) 横浜市で広報枠として活用している媒体への掲出

《パブリシティ業務》

- ・メディアへの掲出・露出依頼等◆
 - (ア) メディアへの掲出・露出依頼◆
 - (イ) プロモートシートの作成◆
 - (ウ) プレスリリースの作成・配信◆
 - (オ) インバウンド向け情報発信◆
 - (カ) メディア露出状況報告、広告価値換算◆
- ・メディア対応窓口の設置等◆
 - (ア) メディア対応窓口の設置◆
 - (イ) 取材等への対応◆

《広告業務》 ・企画提案により実施 《回遊促進等業務》 ・対応窓口の設置◆ ・実施結果の分析◆

(5) 「ヨルノヨ」オープニングセレモニー開催業務

必須となる業務 ・オープニングセレモニーの企画・準備 (ア) セレモニーの企画 (イ) 会場調整 (ウ) 招待者対応 (エ) その他 ・オープニングセレモニーの運営 (ア) セレモニーの運営・進行 ・オープニングセレモニーの記録・報告 (ア) 写真撮影及び映像・音声記録 (イ) 実施結果の報告

(6) 記録・報告等業務

必須となる業務 ・創造的イルミネーション事業の記録・広報用の写真等の撮影 ・ドキュメントブックの作成 ※「EXPO 連動イベント」の内容は含めないものとする ・業務打合せ等 (ア) 業務打合せ等 (イ) その他、本委託業務を実施するにあたり必要となる業務 ・「THE YOKOHAMA ILLUMINATION」参加団体に対するアンケートの実施 ・実績報告書の作成
--

3 業務遂行上の注意

- (1) 受託者は、委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。
- (2) 週1回、業務打合せを実施するものとする。会場は市庁舎会議室を予定している。ただし、委託者が不要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務実施に当たっての組織体制と併せて提出すること。
- (3) 受託者は委託者及びイベント実施事業者等と十分な協議を行いながら、効率的、効果的に業務を進めること。
- (4) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて委託者に帰属する。ただし、受託者の著作権の行使につき、委託者の承諾または合意を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本委託業務にかかる著作者人格権を有する場合についても、これを行行使しないものとする。
- (6) 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを

利用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者の間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

- (7) 上記(4)(5)(6)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は別途協議のうえ、決定するものとする。
- (9) 受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。契約終了後もまた同様とする。
- (10) 本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守すること。
- (11) 仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (12) 感染症等の影響により、イベント開催時もインバウンド誘客が難しい状況が続いている可能性がある。その場合、KPI やターゲットについては適宜見直しを行う。
- (13) 自然災害や感染症等のやむを得ない事由により、予定業務の発注・契約ができない場合や、発注後であってもイベントを中止または延期する場合がある。発注後の場合においては、委託者と受託者との協議の上、契約内容を見直し、変更契約等を行う。
- (14) 仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。